

メイト社員の確定拠出年金制度導入について【報告事項】

メイト社員に確定拠出年金制度を導入します

■ 導入に至ったの経緯

2018年に単年度契約の雇用形態から無期雇用となって以降、社員制度と均衡を図ってきましたが確定拠出年金制度について導入には至っていませんでした。長年制度導入に向けた議論を会社と行ってきましたが、今年度の労使協議の中でようやく制度導入に向け具体的な内容の話し合いがされ今回に至りました。

■ 課題と考え方

現在、メイト社員が退職時に受け取ることができる制度として退職選別金（一か月分）がありますが、社員の退職金制度とは大きく乖離のある制度となっています。また、社員で導入されている確定拠出年金制度についてもメイト社員には導入されていないため、均衡待遇といった視点で課題があります。

また、無期雇用となり、定年まで働くことができることが当たり前になっているなかで、定年後の安心という視点においては不十分な状況です。

今回、これらの課題を改善する取り組みとして、メイト社員を対象に確定拠出年金制度を導入することとします。尚、既存制度である退職選別金制度についてはそのまま残すこととします。

(1) 制度設計の考え方

既存の社員制度に準じ、月額ポイントにポイント単価を乗じた額を会社から拠出することとします。

月額ポイント × ポイント単価

① 月額ポイント表

社員とのバランスを考慮したポイントとします。

雇用区分	月額ポイント	ポイント差
ステージ A	16	3
ステージ B	13	
ステージ C	9	4
メイト社員	5	4

② ポイント単価

社員の現行制度と同様に 500円とします。

1ポイント = 500円

③ 会社からの拠出額

月額 2,500円

参考（現状制度）

勤続ポイント

等級	月額ポイント
ステージB以上	11
ステージC	9

役割ポイント

①ステージA

役割	月額ポイント
GM0	13
GM1	12
GM2	11
GM3	10
GM4	9
Si①	8
Si②	7
Si③	6
Si④	5

②ステージB

役割	月額ポイント	
	B-2	B-1
B①	8	7
B②	7	6
B③	6	5
B④	5	4
B⑤	4	3
役割なし	3	2
新任	-	2

(2) 制度概要

項目	内容														
会社拠出金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月 5 ポイント × 500 円 ⇒ 月 2,500 円 ・ ただし、勤続 3 年未満で退職※した場合、それまでの会社拠出金（掛金）は会社に返還する ※ 自己都合退職、諭旨解雇、懲戒解雇 														
運用会社および運用商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用会社は、社員が運用を委託している、日本インベストリー・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社「JIS&T」とする ・ 運用商品は、JIS&T が取り扱っているもので社員と同様のものとする 														
マッチング拠出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社拠出額（2,500 円）まで可 ※ 初回申し込みは 2025 年 12 月からとなります 														
50 歳以上の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025 年 4 月の制度加入時点で、50 歳以上のメイト社員および 2025 年 4 月以降に 50 歳以上で入社するメイト社員については、必要加入期間の制限により 60 歳到達時に年金を受け取れないため、以下（A）、（B）から選択できるものとする （A） 確定拠出年金に加入し、下記の支給開始年齢に達した段階で一時金もしくは年金として受け取る <table border="1" data-bbox="624 999 1321 1346"> <thead> <tr> <th>通算加入者等機関</th> <th>受給開始年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 年以上</td> <td>満 60 歳</td> </tr> <tr> <td>8 年以上 10 年未満</td> <td>満 61 歳</td> </tr> <tr> <td>6 年以上 8 年未満</td> <td>満 62 歳</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 6 年未満</td> <td>満 63 歳</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 4 年未満</td> <td>満 64 歳</td> </tr> <tr> <td>1 ヶ月以上 2 年未満</td> <td>満 65 歳</td> </tr> </tbody> </table> （B） 確定拠出年金に加入せず、同制度に加入したものとみなした会社拠出金累計相当額を毎月前払いで受け取る 	通算加入者等機関	受給開始年齢	10 年以上	満 60 歳	8 年以上 10 年未満	満 61 歳	6 年以上 8 年未満	満 62 歳	4 年以上 6 年未満	満 63 歳	2 年以上 4 年未満	満 64 歳	1 ヶ月以上 2 年未満	満 65 歳
通算加入者等機関	受給開始年齢														
10 年以上	満 60 歳														
8 年以上 10 年未満	満 61 歳														
6 年以上 8 年未満	満 62 歳														
4 年以上 6 年未満	満 63 歳														
2 年以上 4 年未満	満 64 歳														
1 ヶ月以上 2 年未満	満 65 歳														

(3) スケジュール

- 2024 年 11 月初旬 支部執行委員会
- 2024 年 11 月中旬 本部執行委員会
- 2024 年 11 月下旬 限定メンバーズ VOICE
- 2024 年 11 月下旬 支部大会
- 2024 年 11 月下旬 労使合意
- 2024 年 12 月 金融機関より東海北陸厚生局に申請
- 2025 年 1 月末 東海北陸厚生局に正式申請
- 2025 年 2 月 メイト社員への説明会
- 2025 年 2 月 運用商品確定
- 2025 年 4 月 運用開始

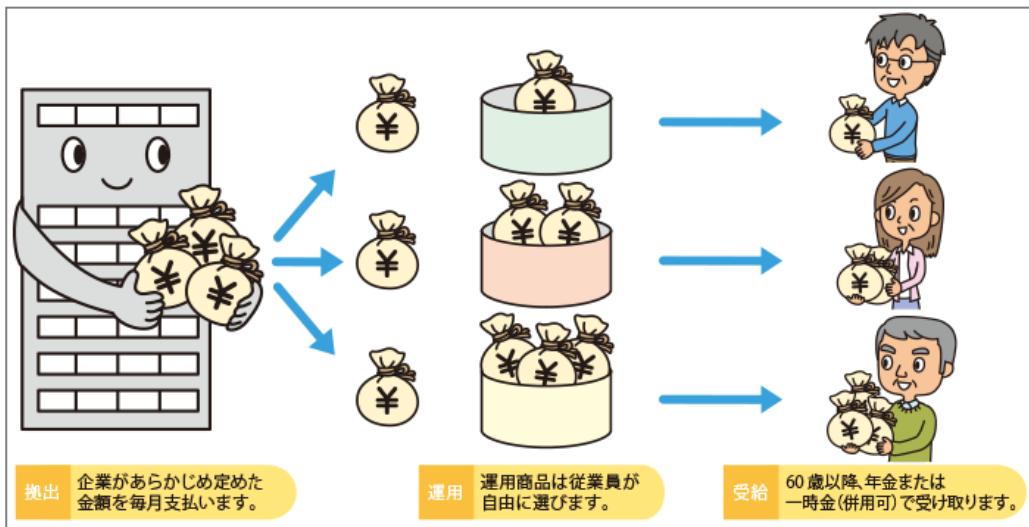
※参考（確定拠出年金制度とは）

会社が拠出した掛金を、従業員の判断で運用し、その運用結果次第で 60 歳時に受け取れる金額が変動します。従業員は運用リスクを負う反面、会社が拠出した掛金とその時点で加入者の資産となるので、給付減額リスクを負いません。

その反面、加入者は適切な資産運用ができるよう、運用スキル等を身につけなければなりません。

確定拠出年金の運用商品は、主に元本確保型商品である「定期預金」、「保険商品」と、元本確保型以外の商品である「投資信託」の組合せで構成されます。適切な運用商品がバランスよく選定していくことがポイントです。

●確定拠出年金制度のイメージ図



●マッチング拠出のイメージ図

